

# 資 料 編

## 資料1 関係機関の連絡先

## 紀の川市

機 関 名	所 在 地		電話番号	F A X 番号
紀の川市役所（本庁）	紀の川市西大井338	代表	0736-77-2511	0736-77-4910
		消防防災課	0736-78-0843	0736-77-2514
粉河支所	紀の川市粉河412		0736-73-3311	0736-73-6162
那賀支所	紀の川市名手市場146-4		0736-75-3111	0736-75-3117
桃山支所	紀の川市桃山町元381		0736-66-1100	0736-66-1681
貴志川支所	紀の川市貴志川町神戸327-1		0736-64-2525	0736-64-6599
鞆渕出張所	紀の川市中鞆渕1041		0736-79-0001	0736-79-0393

## 指定行政機関

機 関 名	所 在 地		電話番号	F A X 番号
消防庁	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	代表	03-5253-5111	03-5253-7531
		応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537

## 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地		電話番号	F A X 番号
近畿農政局和歌山農政事務所	和歌山市二番丁2和歌山地方合同庁舎 5 F		073-436-3831	073-436-0914
和歌山森林管理署岩出森林事務所	岩出市西野203-2		0736-62-8948	0736-62-8948
大阪管区气象台（和歌山地方气象台）	和歌山市男野芝丁4		073-422-5348	073-435-3132
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所	和歌山市砂山南3-1-15		073-424-2471	073-436-3658

## 自衛隊

機 関 名	所 在 地		電話番号	F A X 番号
陸上自衛隊第37普通科連隊(信太山駐屯地)	大阪府和泉市伯太町官有地		0725-41-0090 (内線236～239)	0725-41-0090 (内線421)
自衛隊和歌山地方協力本部	和歌山市築港1-14-6		073-422-5116	073-422-5118

## 県の機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
和歌山県	和歌山市小松原通1-1	代表	073-432-4111
		危機管理室	073-441-2273
那賀振興局	岩出市高塚209	0736-63-0100	0736-61-0007
岩出保健所	岩出市高塚209	0736-61-0020	0736-62-8720
那賀振興局建設部	岩出市高塚209	0736-63-0100	0736-61-0034
防災航空センター	西牟婁郡白浜町2926	0739-43-5897	0739-43-5899

## 警 察

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
岩出警察署 警備課	岩出市高塚198-1	0736-63-0110	0736-63-0230

## 消 防

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
那賀消防組合消防本部	岩出市中迫154	0736-61-0119	0736-63-0819
中消防署	岩出市中迫154	0736-69-0119	0736-61-1801
東消防署	紀の川市粉河971	0736-73-6565	0736-73-8016
南消防署	紀の川市桃山町調月327	0736-66-1921	0736-66-2595

## 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
関西電力(株)和歌山支店	和歌山市岡山丁40	073-422-4150	073-427-4309
日本赤十字社和歌山県支部	和歌山市吹上2-1-22	073-422-7141	073-422-7148
西日本電信電話(株)和歌山支店	和歌山市一番丁5	073-421-9180	073-425-0311
日本郵政公社和歌山中央郵便局	和歌山市一番丁4	073-422-0070	073-425-3154
日本放送協会和歌山放送局	和歌山市吹上2-3-47	073-432-7161	073-428-0785
西日本旅客鉄道(株)橋本鉄道部	橋本市古佐田1-4-51	0736-32-0038	0736-32-0038
打田駅	紀の川市打田1242-4	0736-77-3012	
粉河駅	紀の川市粉河870	0736-73-2053	

## 資料1 関係機関の連絡先

名手駅	紀の川市名手市場208	0736-75-2067	
南海電気鉄道(株)	大阪市中央区難波5-1-16	06-6632-8402	06-6644-7163
南海バス(株)	大阪市中央区難波5-1-60	072-221-0926	072-221-1037
日本通運(株)和歌山支店	和歌山市西浜796-1	073-431-3101	073-428-2669

## 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
(社)和歌山県エルピーガス協会	和歌山市黒田102-1	073-475-4740	073-475-4741
(社)和歌山県医師会	和歌山市小松原通1-1	073-424-5101	073-436-0530
(社)和歌山県病院協会	和歌山市手平2-1-2	073-436-0437	073-424-5676
(株)テレビ和歌山	和歌山市栄谷151	073-455-5711	073-453-9543
(株)和歌山放送	和歌山市湊本町3-3	073-455-3211	073-428-0785
有田交通(株)	和歌山市太田105	073-475-0074	073-475-0064
相互タクシー(株)	和歌山市松島222	073-473-5500	073-471-4641
和歌山バス那賀(株)	紀の川市藤崎271	0736-75-5220	0736-75-5777
(有)大十ロジスティクス	紀の川市貴志川町井ノ口1520-1	0736-64-1538	0736-64-1535
(社)和歌山県トラック協会	和歌山市湊1414	073-422-6771	073-422-6121
南海フェリー(株)	和歌山市湊2835-1	073-422-2160	073-422-9335
(社)和歌山県バス協会	和歌山市湊1109	073-422-8090	073-433-4049

## 関係公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
紀の川土地改良区連合会	和歌山市雑賀屋町東ノ町	073-423-3177	073-431-7188
那賀医師会	紀の川市東大井350	0736-77-3151	0736-77-5334
和歌山電鐵(株)	和歌山市伊太祈曾73	073-478-0110	073-466-3577
朝日新聞社和歌山支局	和歌山市七番丁17和歌山朝日ビル	073-422-2131	073-422-2133
毎日新聞社和歌山支局	和歌山市西汀丁43	073-431-1411	073-433-0650
読売新聞社和歌山支局	和歌山市雑賀屋町東ノ丁16	073-422-1144	073-422-1146
産経新聞社和歌山支局	和歌山市十三番丁30酒直ビル1階	073-422-1915	073-422-1924
共同通信社和歌山支局	和歌山市西汀丁26経済センター3階	073-432-1675	073-433-4310
時事通信社和歌山支局	和歌山市西汀丁26経済センター3階	073-422-5529	073-423-7759
中日新聞社和歌山支局	和歌山市西浜3-8-59	073-445-3915	073-445-9501

## 資料1 関係機関の連絡先

日本経済新聞社和歌山支局	和歌山市片岡町1-1	073-423-1134	073-426-0714
日刊工業新聞社和歌山支局	和歌山市西汀丁36和歌山商工会議所ビル2階	073-422-9100	073-422-9105
朝日放送	和歌山市吹上1-5-4山本文則方	073-422-8209	06-6458-1241
関西テレビ放送	和歌山市湊44-8第5富田ビル4階	073-431-5585	06-6315-2326
毎日放送	和歌山市湊通丁南4-19	073-424-7876	06-6359-3559
讀賣テレビ放送	和歌山市西小二里3-5-14小沢文規方	073-424-1211	073-433-0701

## 市町村

機 関 名	所 在 地		電話番号	F A X 番号
(県内隣接市町)				
和歌山市	和歌山市七番丁23	総合防災課	073-435-1199	073-435-1299
岩出市	岩出市西野209	総務課	0736-62-2141	
海南市	海南市日方1525-6	政策調整課	073-482-4111	
紀美野町	海草郡紀美野町動木287	防災課	073-489-8111	073-489-2510
かつらぎ町	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160	総務課	0736-22-0300	

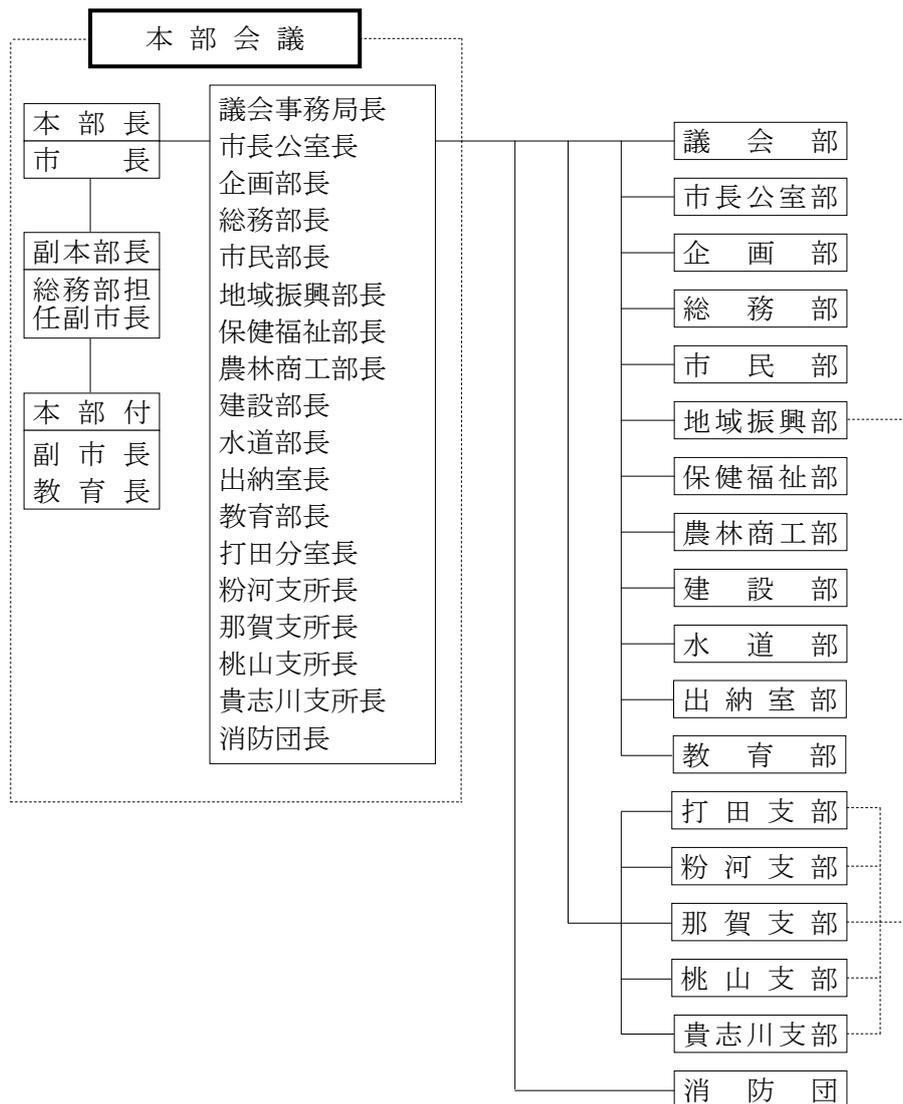
## 資料2 勤務時間外における動員配備人員の一般的基準

部 等	課 室	初動警戒体制 (警戒体制1号)	緊急事態連絡室体制 (配備体制1号)	国民保護対策本部体制 (配備体制2号)	
議会事務局	議会総務課		2	全 員	
	議事調査課		2	全 員	
市長公室	広報広聴課		全 員	全 員	
	秘書課		全 員	全 員	
企 画 部	企画課		4	全 員	
	情報システム課		2	全 員	
	交通政策課		2	全 員	
	地籍調査課	地籍総務係		全 員	全 員
		上記以外		全 員	全 員
総 務 部	総務課	2	全 員	全 員	
	職員課		4	全 員	
	管財課		4	全 員	
	財政課		3	全 員	
	消防防災課	全 員	全 員	全 員	
	市民税課		6	全 員	
	資産税課		7	全 員	
	収税課		3	全 員	
市 民 部	市民課		4	全 員	
	国保年金課		2	全 員	
	人権啓発推進課		2	全 員	
	環境衛生課		3	全 員	
	廃棄物対策課	廃棄物管理係		全 員	全 員
上記以外			各2	全 員	
地域振興部	地域振興課	2	全 員	全 員	
打 田 分 室	地域保険福祉課	2	4	全 員	
	地域事業課				

部 等	課 室	初動警戒体制 (警戒体制1号)	緊急事態連絡室体制 (配備体制1号)	国民保護対策本部体制 (配備体制2号)	
粉河支所	地域総務課	3	10	全 員	
	地域保険福祉課				
	地域事業課				
	鞆淵出張所	1	2	全 員	
那賀支所	地域総務課	3	9	全 員	
	地域保険福祉課				
	地域事業課				
桃山支所	地域総務課	3	8	全 員	
	地域保険福祉課				
	地域事業課				
貴志川支所	地域総務課	3	10	全 員	
	地域保険福祉課				
	地域事業課				
保健福祉部	社会福祉課		全 員	全 員	
	高齢福祉課		3	全 員	
	障害福祉課		4	全 員	
	子育て支援課	保育係		3	全 員
		上記以外		各2	全 員
	介護保険課		6	全 員	
	健康推進課 本所・ステーション	健康推進係		4	全 員
上記以外			各2	全 員	
農林商工部	農業振興課	2	全 員	全 員	
	農地課		全 員	全 員	
	林務課		全 員	全 員	
	商工観光課		5	全 員	
建設部	建設課	7	全 員	全 員	
	管理課		3	全 員	
	都市計画課		4	全 員	
	下水道課		6	全 員	

部 等	課 室		初動警戒体制 (警戒体制1号)	緊急事態連絡室体制 (配備体制1号)	国民保護対策本部体制 (配備体制2号)	
建設部	京奈和事務所			3	全 員	
	出納室			3	全 員	
水道部	水道総務課			3	全 員	
	工務課	工務係		4	全 員	
		給水係				
		上記以外		各2	全 員	
教育部	教育総務課			4	全 員	
	学校教育課	学校教育係		3	全 員	
		上記以外		全 員	全 員	
	生涯学習課	生涯学習係		3	全 員	
		青少年係				
		上記以外		各2	全 員	
	生涯スポーツ課	スポーツ振興係		3	全 員	
		上記以外		各2	全 員	
	農業委員会事務局				2	全 員
	土地開発公社事務局				2	全 員
公立那賀病院				全 員	全 員	
白水園				全 員	全 員	
社会福祉協議会				2	全 員	
その他（シルバー人材センター、自治 労派遣職員等）				全 員	全 員	

資料3 市対策本部（緊急事態連絡室）組織図



※ 緊急事態連絡室設置時においても、これに準じた体制をとるものとする。

## 資料4 市対策本部（緊急事態連絡室）各部・班の事務分掌

部 ◎部長○副部長	班 ◇班長・班員	事 務 分 掌
議会部 ◎議会事務局長 ○議会事務局次長	議会総務班 ◇議会総務課長 ・議会総務課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会との連絡調整に関すること</li> <li>・総務部の応援に関すること</li> </ul>
	議事調査班 ◇議事調査課長 ・議事調査課員	
市長公室部 ◎市長公室長	広報広聴班 ◇広報広聴課長 ・広報広聴課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への広報に関すること</li> <li>・報道機関との連絡調整に関すること</li> </ul>
	秘書班 ◇秘書課長 ・秘書課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長及び副本部長の秘書に関すること</li> </ul>
企画部 ◎企画部長 ○企画部次長	企画班 ◇企画課長 ・企画課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県及び他市町村との連絡調整及び応援要請に関すること</li> <li>・関係機関との連絡調整及び応援要請に関すること</li> <li>・自衛隊の派遣要請の要求に関すること</li> <li>・その他、総務部消防防災班との連携・応援に関すること</li> </ul>
	情報システム班 ◇情報システム課長 ・情報システム課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータシステムの被害状況調査及び応急対策に関すること</li> <li>・総務部の応援に関すること</li> </ul>
	交通政策班 ◇交通政策課長 ・交通政策課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通規制計画に関すること</li> <li>・公共交通機関との連絡調整に関すること</li> <li>・臨時ヘリポート及び物資集積拠点の確保に関すること</li> </ul>
	地籍調査班 ◇地籍調査課長 ・地籍調査課員	<p>[地籍総務係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属員の活動状況の把握に関すること</li> <li>・地域振興班の応援に関すること</li> </ul> <hr/> <p>[地籍調査第1～第5係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の被害状況調査及び各支部又は地籍調査係への状況報告に関すること</li> <li>・支部の実施する活動の応援に関すること</li> </ul>

	<b>土地開発公社班</b> ◇土地開発公社事務局長 ・土地開発公社事務局長 局員	・各地域の避難誘導及び避難所開設・運営に係る支援に関すること ・その他、各支部の応援に関すること
<b>総務部</b> ◎総務部長 ○総務部次長	<b>総務班</b> ◇総務課長 ・総務課員	・本部会議の開催・運営に関すること ・本部各部との連絡調整に関すること ・区長会との連絡調整に関すること ・被害地区の警備・防犯に関すること
	<b>職員班</b> ◇職員課長 ・職員課員	・職員の動員状況の把握及び本部内の要員調整に関すること ・国民保護措置の長期化に伴うローテーション体制の確立に関すること
	<b>管財班</b> ◇管財課長 ・管財課員	・市有財産の被害調査に関すること ・公用車の管理及び配車に関すること
	<b>財政班</b> ◇財政課長 ・財政課員	・国民保護関係の予算措置に関すること ・国民保護措置に要する資金の調達に関すること
	<b>消防防災班</b> ◇消防防災課長 ・消防防災課員	・本部の運営に関する総合調整に関すること ・被害情報等のとりまとめに関すること ・那賀消防組合との連絡調整に関すること ・消防団の出動に関すること ・避難勧告・指示の発令に関すること
	<b>市民税班</b> ◇市民税課長 ・市民税課員	・各地域の避難誘導及び避難所開設・運営に係る支援に関すること ・その他、各支部の応援に関すること
	<b>資産税班</b> ◇資産税課長 ・資産税課員	・各地域の避難誘導及び避難所開設・運営に係る支援に関すること ・その他、各支部の応援に関すること
	<b>収税班</b> ◇収税課長 ・収税課員	・各地域の避難誘導及び避難所開設・運営に係る支援に関すること ・その他、各支部の応援に関すること
<b>市民部</b> ◎市民部長 ○市民部次長	<b>市民班</b> ◇市民課長 ・市民課員	・住民からの問い合わせへの対応に関すること ・総合相談窓口の開設に関すること

	<b>国保年金班</b> ◇国保年金課長 ・国保年金課員	・食料の調達・供給に関すること ・生活必需品の調達・供給に関すること ・炊き出しに関すること ・義援物資の受付に関すること
	<b>人権啓発推進班</b> ◇人権啓発推進課長 ・人権啓発推進課員	・各地域の避難誘導及び避難所開設・運営に係る支援に関すること ・その他、各支部の応援に関すること
	<b>環境衛生班</b> ◇環境衛生課長 ・環境衛生課員	・し尿処理に関すること ・埋火葬に関すること ・環境衛生対策に関すること
	<b>廃棄物対策班</b> ◇廃棄物対策課長 ・廃棄物対策課員	・廃棄物処理施設の被害調査及び応急対策に関すること ・ごみ処理に関すること ・がれきの集積場所の確保及び処理に関すること
<b>地域振興部</b> ◎地域振興部長 ○地域振興部次長	<b>地域振興班</b> ◇地域振興課長 ・地域振興課員	・各支部との連絡調整に関すること ・各支部からの被害報告及び応援要請のとりまとめに関すること ・打田地域の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること（地籍調査第1係の報告を受けて）
<b>保健福祉部</b> ◎保健福祉部長 ○保健福祉部次長 ○社会福祉協議会事務局長	<b>社会福祉班</b> ◇社会福祉課長 ・社会福祉課員	・社会福祉協議会との連絡調整に関すること ・食料の調達・供給に関すること ・生活必需品の調達・供給に関すること ・炊き出しに関すること
	<b>高齢福祉班</b> ◇高齢福祉課長 ・高齢福祉課員	・老人福祉施設の被害調査及び入所者の安全確保に関すること ・高齢者世帯への支援に関すること
	<b>障害福祉班</b> ◇障害福祉課長 ・障害福祉課員	・障害者福祉施設の被害調査及び入所者の安全確保に関すること ・障害者世帯への支援に関すること
	<b>子育て支援班</b> ◇子育て支援課長 ・子育て支援課員	・児童福祉施設の被害調査及び入所者の安全確保に関すること ・保育所の被害調査及び保育児童の安全確保に関すること ・児童福祉施設・保育所が避難所等に指定された場合の開設準備及び管理・運営の支援に関すること

	<b>介護保険班</b> ◇介護保険課長 ・介護保険課員	・災害時要援護者に対する介護支援に関すること
	<b>健康推進班</b> ◇健康推進課長 ・健康推進課員 ・公立那賀病院職員	・那賀医師会との連絡調整及び医療救護班の派遣要請に関すること ・医療資機材及び医薬品の確保に関すること ・救護所の設置に関すること ・感染症予防に関すること ・保健衛生に関すること ・保健福祉センターが避難所等に指定された場合の開設準備及び管理・運営の支援に関すること
	<b>社会福祉協議会班</b> ・社会福祉協議会職員	・ボランティアに関すること ・社会福祉班の応援及び連絡調整に関すること
<b>農林商工部</b> ◎農林商工部長 ○農林商工部次長	<b>農業振興班</b> ◇農業振興課長 ・農業振興課員	・農産物、畜産物、水産物の被害調査及び応急対策に関すること ・水路、水門、樋門、排水機場の被害調査及び応急対策に関すること ・農協との連絡調整に関すること
	<b>農地班</b> ◇農地課長 ・農地課員	・農地、ため池、農道等の被害調査及び応急対策に関すること ・農道、水路等の障害物の撤去に関すること
	<b>林務班</b> ◇林務課長 ・林務課員	・林産物、林地、林道の被害調査及び応急対策に関すること
	<b>商工観光班</b> ◇商工観光課長 ・商工観光課員	・商工業の被害調査及び応急対策に関すること ・商工会との連絡調整に関すること ・観光者の安否確認及び情報提供に関すること ・観光事業者との連絡調整に関すること
	<b>農業委員会事務局班</b> ◇農業委員会事務局長 ・農業委員会事務局員	・部内各班の応援に関すること
<b>建設部</b> ◎建設部長 ○建設部次長	<b>建設班</b> ◇建設課長 ・建設課員	・公共土木施設の被害調査及び応急対策に関すること ・市道の障害物の除去に関すること ・緊急輸送に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業協会及び土木関係団体との連絡調整に関すること</li> </ul>
	<b>管理班</b> ◇管理課長 ・管理課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>改良住宅の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>市道、里道、水路等の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>応急仮設住宅の建設に関すること</li> </ul>
	<b>都市計画班</b> ◇都市計画課長 ・都市計画課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること</li> <li>住宅の応急修理に関すること</li> </ul>
	<b>下水道班</b> ◇下水道課長 ・下水道課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること</li> </ul>
	<b>京奈和事務所班</b> ◇京奈和事務所長 ・京奈和事務所員	<ul style="list-style-type: none"> <li>部内各班の応援に関すること</li> </ul>
<b>水道部</b> ◎水道部長 ○水道部次長	<b>水道総務班</b> ◇水道総務課長 ・水道総務課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道の状況、応急給水の実施等に係る広報に関すること</li> </ul>
	<b>工務班</b> ◇工務課長 ・工務課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道施設の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>応急給水活動に関すること</li> </ul>
<b>出納室部</b> ◎出納室長	<b>出納班</b> ・出納室員	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護措置に要する経費に係る経理に関すること</li> </ul>
<b>教育部</b> ◎教育部長 ○教育部次長	<b>教育総務班</b> ◇教育総務課長 ・教育総務課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>部内の連絡調整に関すること</li> </ul>
	<b>学校教育班</b> ◇学校教育課長 ・学校教育課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校との連絡調整に関すること</li> <li>児童生徒等の安全確保に関すること</li> <li>給食センター設備を利用した炊き出しへの協力に関すること</li> <li>学校施設が避難所等に指定された場合の開設準備及び管理・運営の支援に関すること（各支部地域保健福祉班への協力）</li> </ul>
	<b>生涯学習班</b> ◇生涯学習課長 ・生涯学習課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習施設の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>文化財の被害調査及び応急対策に関すること</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者の安全確保に関すること</li> <li>・生涯学習施設が避難所等に指定された場合の開設準備及び管理・運営の支援に関すること（各支部地域保健福祉班への協力）</li> </ul>
	<b>生涯スポーツ班</b> ◇生涯スポーツ課長 ・生涯スポーツ課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ施設の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>・施設利用者の安全確保に関すること</li> <li>・スポーツ施設が避難所等に指定された場合の開設準備及び管理・運営の支援に関すること（各支部地域保健福祉班への協力）</li> </ul>
<b>打田支部</b> ◎打田分室長	<b>地域保険福祉班</b> ◇地域保険福祉課長 ・地域保険福祉課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管轄地域の避難誘導及び避難所開設・運営に関すること（各支援の班及び施設管理者等の支援を得て）</li> <li>・管轄区域における被災者の救援に関すること</li> <li>・避難者のニーズの把握及び本部への供給要請に関すること</li> </ul>
	<b>地域事業班</b> ◇地域事業課長 ・地域事業課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>・市道、農道等の障害物の除去に関すること</li> <li>・建設業協会及び土木関係団体との連絡調整に関すること</li> </ul>
<b>粉河支部</b> ◎粉河支所長	<b>地域総務班</b> ◇地域総務課長 ・地域総務課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部との連絡調整に関すること</li> <li>・支部内の連絡調整に関すること</li> <li>・消防団の出動に関すること</li> <li>・粉河地域の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること（地籍調査第2係の報告を受けて）</li> <li>・住民からの問い合わせへの対応に関すること</li> <li>・総合相談窓口の開設に関すること</li> <li>・り災証明の交付に関すること</li> </ul>
	<b>地域保険福祉班</b> ◇地域保険福祉課長 ・地域保険福祉課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管轄地域の避難誘導及び避難所開設・運営に関すること（各支援の班及び施設管理者等の支援を得て）</li> <li>・管轄区域における被災者の救援に関すること</li> <li>・避難者のニーズの把握及び本部への供給要請に関すること</li> </ul>
	<b>地域事業班</b> ◇地域事業課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設の被害調査及び応急対策に関すること</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域事業課員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道、農道等の障害物の除去に関する事</li> <li>・建設業協会及び土木関係団体との連絡調整に関する事</li> </ul>
	<b>鞆淵出張所班</b> ◇鞆淵出張所長 ・鞆淵出張所員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管轄区域内の被害概況の調査及び応急対策に関する事</li> <li>・住民からの問い合わせへの対応に関する事</li> </ul>
<b>那賀支部</b> ◎那賀支所長	<b>地域総務班</b> ◇地域総務課長 ・地域総務課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部との連絡調整に関する事</li> <li>・支部内の連絡調整に関する事</li> <li>・消防団の出動に関する事</li> <li>・那賀地域の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関する事（地籍調査第3係の報告を受けて）</li> <li>・住民からの問い合わせへの対応に関する事</li> <li>・総合相談窓口の開設に関する事</li> <li>・り災証明の交付に関する事</li> </ul>
	<b>地域保険福祉班</b> ◇地域保険福祉課長 ・地域保険福祉課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管轄地域の避難誘導及び避難所開設・運営に関する事（各支援の班及び施設管理者等の支援を得て）</li> <li>・管轄区域における被災者の救援に関する事</li> <li>・避難者のニーズの把握及び本部への供給要請に関する事</li> </ul>
	<b>地域事業班</b> ◇地域事業課長 ・地域事業課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>・市道、農道等の障害物の除去に関する事</li> <li>・建設業協会及び土木関係団体との連絡調整に関する事</li> </ul>
<b>桃山支部</b> ◎桃山支所長	<b>地域総務班</b> ◇地域総務課長 ・地域総務課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部との連絡調整に関する事</li> <li>・支部内の連絡調整に関する事</li> <li>・消防団の出動に関する事</li> <li>・桃山地域の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関する事（地籍調査第4係の報告を受けて）</li> <li>・住民からの問い合わせへの対応に関する事</li> <li>・総合相談窓口の開設に関する事</li> <li>・り災証明の交付に関する事</li> </ul>
	<b>地域保険福祉班</b> ◇地域保険福祉課長 ・地域保険福祉課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管轄地域の避難誘導及び避難所開設・運営に関する事（各支援の班及び施設管理者等の支援を得て）</li> <li>・管轄区域における被災者の救援に関する事</li> <li>・避難者のニーズの把握及び本部への供給要請に関する事</li> </ul>

	<b>地域事業班</b> ◇地域事業課長 ・地域事業課員	・公共土木施設の被害調査及び応急対策に関するこ と ・市道、農道等の障害物の除去に関するこ と ・建設業協会及び土木関係団体との連絡調整に関す ること
<b>貴志川支部</b> ◎貴志川支所長	<b>地域総務班</b> ◇地域総務課長 ・地域総務課員	・本部との連絡調整に関するこ と ・支部内の連絡調整に関するこ と ・消防団の出動に関するこ と ・貴志川地域の被害状況のとりまとめ及び本部への 報告に関するこ と（地籍調査第5系の報告を受け て） ・住民からの問い合わせへの対応に関するこ と ・総合相談窓口の開設に関するこ と ・り災証明の交付に関するこ と
	<b>地域保険福祉班</b> ◇地域保険福祉課長 ・地域保険福祉課員	・管轄地域の避難誘導及び避難所開設・運営に関す ること（各支援の班及び施設管理者等の支援を得 て） ・管轄区域における被災者の救援に関するこ と ・避難者のニーズの把握及び本部への供給要請に関 すること
	<b>地域事業班</b> ◇地域事業課長 ・地域事業課員	・公共土木施設の被害調査及び応急対策に関するこ と ・市道、農道等の障害物の除去に関するこ と ・建設業協会及び土木関係団体との連絡調整に関す ること

※ 緊急事態連絡室設置時においては、上記の表中、「本部」を「連絡室」などと読み替えるものと  
する。

## 資料5 紀の川市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（案）

平成 年 月 日  
訓令第 号

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この訓令は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、紀の川市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

**第2条** この訓令において「特殊標章」とは、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この訓令において「身分証明書」の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付の対象者)

**第3条** 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

**第4条** 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第3号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

## 第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

**第5条** 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

**第6条** 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」と

いう。)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

（訓練における使用）

**第7条** 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

**第8条** 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

**第9条** 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（様式第4号）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

### 第3章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

**第10条** 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

**第11条** 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

**第12条** 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（様式第5号）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

**第13条** 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

### 第4章 保管及び返納

（保管）

**第14条** 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）

**第15条** 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

#### **第5章 濫用の禁止等**

（濫用の禁止）

**第16条** 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

（周知）

**第17条** 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

#### **第6章 雑則**

（雑則）

**第18条** この訓令に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

**第19条** 紀の川市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務部危機管理消防課が行うものとする。

#### **附 則**

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		<p>①オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>②三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：紀の川市1）</p>
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

様式第1号（第2条関係）

表面

 <div style="display: inline-block; text-align: center; margin: 0 20px;"> <p>紀の川市長</p> <p>身分証明書</p> <p>IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用</p> <p>for civil defence personnel</p> </div> 
氏名/Name _____
生年月日/Date of birth _____
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____
有効期間の満了日/Date of expiry _____

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information : 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））



## 様式第3号（第4条関係）

## 特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

紀の川市長 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) _____ (ローマ字) _____	生年月日（西暦） _____年____月____日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____	写 真 縦4×横3 cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
電話番号： _____ E-mail : _____	
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身 長： _____ cm                      眼の色： _____ 頭髪の色： _____                      血液型： _____ (R h 因子 _____)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等  
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(許可権者使用欄)

資 格： \_\_\_\_\_

証明書番号： \_\_\_\_\_ 交付等の年月日： \_\_\_\_\_

有効期間の満了日： \_\_\_\_\_

返納日： \_\_\_\_\_

様式第4号（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

紀の川市長 様	年 月 日
申 請 者	
住 所 _____（電話 _____）	
氏 名 _____ ⑩	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失の状況（破損等の理由） 4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5号（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申 請 者</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____（電話 _____）</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____ ⑩</p>	
<p>1 旧身分証明書番号</p> <p>2 理 由</p> <p>3 その他必要な事項</p>	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
  - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
  - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
  - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

## 資料6 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分  
紀の川市

## 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 紀の川市△△△□□□番地（北緯 度、東経 度）

## 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

## 3 人的・物的被害状況

地区名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の地区名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

地区名	年月日	性別	年齢	概況

## 資料7 安否情報に関する様式

## 様式第1号（第1条関係）

## 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③ 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

## 様式第2号（第1条関係）

## 安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③ 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



## 様式第4号（第3条関係）

## 安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 様 (市町村長)		年 月 日
申請者 住所(居所) 氏名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。 ③の場合、理由を記入 願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ( )
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

## 様式第5号（第4条関係）

## 安否情報回答書

様		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他 (                      )
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」欄に記入すること。

資料8 紀の川市国民保護協議会条例

〔平成18年3月28日  
条例第8号〕

(目的)

**第1条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、紀の川市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

**第2条** 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

**第3条** 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

**第5条** 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

**第6条** 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

**第7条** 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料9 紀の川市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

〔平成18年3月28日  
条例第7号〕

(目的)

**第1条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、紀の川市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

**第3条** 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を召集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

**第4条** 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

**第5条** 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

**第6条** 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

**第7条** 第2条から前条までの規定は、紀の川市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。